

瀬戸内ゴルフリゾート 利用約款

第1条(利用上の遵守規定)

瀬戸内ゴルフリゾート(以下「本ゴルフ場」といいます。)の施設を利用される方(以下「利用者」といいます。)は、この「瀬戸内ゴルフリゾート利用約款」(以下「本約款」といいます。)および本ゴルフ場が別に定める各案内等に従って利用するものとします。

第2条(利用の予約)

本ゴルフ場の施設を利用する場合は、予約が必要となります。予約方法および予約の取消し方法等については、本ゴルフ場が別に定める「利用案内」(以下単に「利用案内」といいます。)によるものとします。

第3条(休業日および営業時間)

本ゴルフ場の休業日および営業時間については、利用案内によるものとします。

第4条(利用形態)

本ゴルフ場は、セルフプレー(キャディー等が付かないこと)のみの営業とします。

第5条(利用料金)

本ゴルフ場の施設の利用料金は、利用案内によるものとします。なお、利用者が、プレー開始(最初のホールをスタートすること)後にプレーを中止した場合であっても、18ホールをプレーしたものととして、所定の料金をお支払いいただきます。

第6条(登録、署名)

利用者は、本ゴルフ場の施設利用に関する所定の書面に氏名年齢、現住所等の必要事項を公的証書等に記載されている内容で正確に記入し、署名いただきます。なお、予約時においても、同じ要領で予約登録するものとし不実の登録、署名はお断りいたします。

第7条(貴重品等の預かり)

利用者は、本ゴルフ場の施設利用中、貴重品を利用者の責任において「貴重品専用ロッカー」を利用することができます。利用者の貴重品に盗難・紛失等の事故が生じた場合は本ゴルフ場は、一切の責任を負いません。

第8条(禁止行為)

本ゴルフ場の施設内およびその近隣において、次の各号に

掲げる行為を行うことを禁止します。

- 賭博その他公序良俗に反する行為
- 本ゴルフ場の許可なく物品の売買や、宣伝広告を行う行為
- 利用者以外をコース内に立ち入らせる行為
- 施設内の器具・備品を持ち出す行為
- 他の利用者の利用を妨害する行為
- 浴室の利用における次の行為
 - 入れ墨がある等他の利用者に不快感や恐怖感を与える方の入室
 - 浴槽内での剃鬚またはタオルの持込等清潔を妨げる行為
- 次のものを施設内に持ち込む行為
 - ペットその他の動物
 - 銃砲刀剣類
 - 発火物・爆発物
 - 異臭悪臭を放つもの
 - 騒音を発するもの
- 上記各号の他、本ゴルフ場が不相当と判断する行為

第9条(利用の拒否等)

次の各号に掲げる事態が生じたときは、本ゴルフ場は、利用者に対し、施設の利用を制限またはお断りいたします。

- 台風等の異常気象または天災地変等の不可抗力により、本ゴルフ場の施設利用が不可能であると本ゴルフ場が判断したとき
- 利用者が本ゴルフ場の名誉を毀損し、または本ゴルフ場の秩序を著しく乱すおそれがあると本ゴルフ場が判断したとき
- その他社会通念に照らして、本ゴルフ場の利用が不相当であると認められるとき
- 利用者が本約款または利用案内の定めに違反したとき

第10条(利用継続の拒絶)

本ゴルフ場は、次の場合には、利用の継続をお断りいたします。

- 本ゴルフ場に来場があっても、本約款に違反することが判明したとき
- 集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者と認められるとき、その他公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなすおそれがある者と認められるとき
- 本ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき
- 天災その他やむを得ない事情により施設利用ができないとき
- 本約款または利用案内の定めに違反したとき

第11条(暴力団等、反社会勢力の入場、利用の拒絶及び継続利用の拒絶)

本ゴルフ場は、次の場合には、利用をお断りいたします。プレーの途中に判明した場合には、その後の利用の継続をお断りいたします。

- 暴力団等、反社会勢力に所属していると認められるとき
- 暴力団等、反社会勢力を同伴又は紹介により入場させたとき
- 粗暴な振る舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる行為等や本ゴルフ場の業務遂行に支障をきたす行為があったとき
- 法人でその役員のうちに暴力団等、反社会勢力に属する者がいるとき

第12条(ロッカーの利用)

利用者は、ロッカールームを利用するにあたり、本ゴルフ場所定のロッカーを利用いただきます。なお、本ゴルフ場は、ロッカー内の物品に盗難、紛失または破損等の事故が生じた場合であっても、一切の責任を負いません。

第13条(携帯品、自動車)

本ゴルフ場は、施設内において、携帯品または自動車に盗難、紛失または破損等の事故が生じた場合であっても、一切の責任を負いません。

第14条(宅配便の取り扱い)

本ゴルフ場は、宅配便の取り扱い業者への荷物の取次ぎおよびそれに必要な荷物の保管は行いますが、運送上生じた事故については、一切の責任を負いません。

第15条(ルール・マナーの遵守)

- 利用者は、本ゴルフ場の施設を利用するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。
 - 素振りは、ティーマーク内の打席または指定された場所以外で行わないこと
 - ティーグラウンド内には、打球時以外立ち入らないこと
 - 進行については、先行組との間を1ホール以上あけないこと
 - ボール探しは3分以上行わないこと
 - 先行組にボールを打ち込む事がないよう、飛距離や風向き等を確認のうえ打つこと
 - 隣接コースにボールを打ち込まないよう注意し、万一ボールが隣接コース方向に飛んだときは、隣接コース内の組に何らかの合図を送り、後に安全の確認を行うこと
 - ショートホール等で、後続組に先に打球させる場合、先行組は、安全な場所に避難すること
 - ホールアウト後は速やかにそのにグリーン内からを去り、後続組の打球に注意しながら次のホールへ移動すること
 - 本ゴルフ場がローカルルールを定めている場合は、そのルールに従うこと
- 利用者は、前項の定めその他、本ゴルフ場の係員が危険防止またはプレーの円滑進行のために出す指示に従わなければなりません。

第16条(服装)

利用者は、本ゴルフ場を利用するにあたり、服装に関する次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- 本ゴルフ場の施設に来場の際および施設利用中は、ジーンズ、襟なしのシャツ、下駄、スリッパ、雪駄を着用してはならない
- コースに出る際は、ジーンズ、襟なしのシャツ等を着用してはならない なお、男性の短パン着用については、ハイソックスも着用しなければならない また、シャツ等を外に出してはならない

第17条(スパイク)

本ゴルフ場では、コースに出る際は、ソフトスパイクシューズ(スパイクレスを含む。)のみ使用することができ、金属スパイクシューズは使用できません。

第18条(地震・雷等の場合)

利用者は、本ゴルフ場の施設内においてプレー中、地震または雷が発生したときは、利用案内で示されている避難場所または安全と思われる場所に避難し、本ゴルフ場の係員の指示に従わなければなりません。

第19条(乗用カートの使用)

利用者は、本ゴルフ場の施設内において乗用カートを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。乗用カートの利用中、利用者の故意または過失によって生じた事故等については、本ゴルフ場は一切の責任を負いません。

- 運転は普通自動車運転免許所持者が行わなければならない(組に該当者がいない場合は、その旨を事前に本ゴルフ場に申し出なければならない)
- 飲酒して、カートの運転をしてはならない
- 所定の乗車定員以上を乗車させ走行してはならない
- 所定のカート道路以外を走行してはならない
- 他の利用者の迷惑になるような運転をしてはならない
- カートに故障または故障の可能性を発見したときは、速やかに本ゴルフ場の係員にその旨申し出なければならない

第20条(火気の使用)

本ゴルフ場の施設内では、指定された場所以外での喫煙および火気使用を禁止とします。

第21条(事故)

利用者が、本ゴルフ場の施設内で第三者に損害を与えた場合、または自ら損害を被った場合であっても、本ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第22条(施設の毀損)

利用者が本ゴルフ場の施設(植栽等を含む。)を毀損または滅失したときは、それにより生じた本ゴルフ場の損害を賠償しなければなりません。

第23条(規定外事項)

本約款または利用案内に定めのない事項等については、以上ゴルフ場の施設内の掲示または係員の指示によるものとします。

第24条(約款の改正)

本約款の改正は、本ゴルフ場が必要に応じて行うものとします。